

平成29年度（第1回）

串本町農業委員会定例会会議録

平成29年4月11日（火）

第1回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成29年4月11日（金）午後1時30分～

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 西謙讓

議 事

第1号 串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について

第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

専決事項

第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願の専決処分について

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の専決処分について

出席委員

1 番	宇井良子	2 番	尾鷲壽夫	4 番	小山喜行
				7 番	坂本渡
				8 番	芝崎憲年
				11 番	地當博己
				12 番	角是明
13 番	中谷清可	14 番	中村省一	15 番	西謙讓
				16 番	西豊
17 番	東地寧司	18 番	平崎茂樹	19 番	福島雄一
				20 番	増本昌弘
21 番	山下敏文	22 番	吉井孝夫		

欠席委員

3 番	吉川きり子	5 番	坂田完爾	6 番	阪田洋好	9 番	鈴木利朗
10 番	竹田敏明						

出席した職員

浅利副課長、渡瀬、前地

建設課 矢倉課長、中田副課長

事務局	<p>定例会開会前に、平成29年度産業課職員体制及び農業委員会関係当初予算・年間スケジュール等について、事務局より説明を行う。課長が急用により欠席のため浅利副課長が挨拶を行う。</p>
議長	<p>それではただいまから、平成29年度第1回串本町農業委員会定例会を始めます。</p> <p>本日はお忙しい中、また悪天候の所、定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。気候の方は朝晩冷え冷えとした日が続いておりましたけれども、ここに来てやっと春らしい暖かさがやってまいりました。冷え冷えとした天気が続いたということもあってかどうかわかりませんが、桜の開花も例年より少し遅れたように感じます。また稲の苗の生育の方も少し遅れているような感じがいたしております。しかし、春本番の暖かさが戻れば、順調に生育していくのではないかと期待をしています。暖かくなれば、皆様それぞれ農作業の方忙しくなってくるかと思えます。私いつも言っているんですけども、我々もう若くはありませんので、あまり無理はしないように、自分の体調と相談しながら仕事をやっていただきたいと思えます。</p> <p>本日欠席届の出ている委員は、3番吉川委員、5番坂田委員、6番阪田委員、9番鈴木委員、10番竹田委員です。署名委員については11番地當委員、12番角委員です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速、議案審議に入りたいと思ひます。議案第1号、串本町農業経営基盤強化促進事業実施方針による利用権の設定について、事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案書に従ひ朗読)</p>
議長	<p>ありがとうございました。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。</p>
芝崎委員	<p>8番、芝崎です。</p>
議長	<p>8番、芝崎委員。</p>

芝崎委員	(担当委員の現地調査説明)
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。</p> <p>続きまして、第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。</p>
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	ありがとうございました。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
角委員	12番、角です。
議長	12番、角委員。
角委員	(担当委員の現地調査説明)
議長	<p>ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。次へまいります、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	ありがとうございました。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
芝崎委員	8番、芝崎です。
議長	8番、芝崎委員。
芝崎委員	(担当委員の現地調査説明)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	質疑が無いようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。次へまいります、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、本件議案について16番西豊委員が当事者となっておりますのでご退席願います。
	(西委員退出)
議長	それでは事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事務局	(議案書に従い朗読)
議長	ありがとうございました。続きまして、現地調査委員の報告をお願いします。
尾鷲委員	2番、尾鷲です。
議長	2番、尾鷲委員。
尾鷲委員	(担当委員の現地調査説明)
議長	ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの提案趣旨説明並びに現地調査報告について、質疑のある方ございませんか。
小山委員	4番、小山です。
議長	4番、小山委員
小山委員	この議案に限ったことではないですが、3条の議案に関して譲受人の年齢をいちいち言っていますが、名前のそばに書いといていただいたらいいと思います。
事務局	様式等の決まりを調べて対応させていただきます。
議長	他に質疑のある方ございませんか。
	(なしの声)
議長	ないようですのでお諮りをします。本案については、原案通り承認可決することに異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしの声多数につき、本案については、原案通り承認することに決定致しました。

	(西委員入室)
議長	<p>以上で、議案の審議の方は終了いたしました。続きまして報告事項が2点ございます。この報告事項2点については関連がございますので、一括で報告してよろしいですか。</p>
	(異議なしの声)
議長	<p>それでは、1号、2号一括して報告いたします。まず事務局から説明お願いいたします。</p>
事務局	(議案書に従い朗読)
議長	<p>ありがとうございました。それでは担当委員の方、現地調査報告をお願いいたします。</p>
中村委員	<p>14番、中村です。</p>
議長	<p>14番、中村委員。</p>
中村委員	(担当委員の現地調査説明)
議長	<p>ありがとうございました。この報告事項ですけれども、審議する余地はなく、報告だけとなっております。初めてのケースなので、疑問点があればお聞きしたいと思います。</p>
吉井委員	<p>22番、吉井です。</p>
議長	<p>22番、吉井委員</p>
吉井委員	<p>報告第1号の方なんですけれども、第2条ということであれば農業委員2名での現地調査が必要ではないのですか。</p>
議長	<p>私も農業委員ですので、私と中村委員の2名ということになっております。他に質問のある方はいますか</p>

山下委員	21番、山下です
議長	21番、山下委員。
山下委員	報告第1号の申出人の中の、不在者財産管理人とはどういうことですか。
事務局	不在者というのは、従来の住所を去って帰ってくる見込みのない者を言い、その不在者の財産管理制度というものがあまして、不在者が従来の住所に財産を放置し、管理を行わなかった場合に、不在者の残務を整理し、本人の利益のみならず、同人の相続人、債権者など利害関係人の利益を保護するために設けられた制度です。今回裁判所において、〇〇司法書士さんが不在者財産管理人として認められ、そのうえでの申請となっております。
議長	よろしいですか。
山下委員	はい。
議長	他にございませんか。
小山委員	4番、小山です
議長	4番、小山委員
小山委員	専決処分というのは、市町村などそういうところしかできないのですか。
事務局	市町村もありますけれども、農業委員会においても会長の専決規定というものが定められており、今回の専決処分もその規定に則って処理させていただいています。何でも専決できるというものではないんですけれども、緊急性があり、公衆用道路の整備ということで、どうしても28年度内に処理しておかなければならないということで、また公益性も高いということで専決処分とさせていただいています。
議長	他にございませんか

増本委員	20番、増本です。
議長	20番、増本委員
増本委員	この報告第1号と第2号の用途は、同じく公衆用道路ということですが、なぜ2つに分けているのですか。
議長	第1号が2条規定、第2号が5条規定によるものですので2つに分けています。
事務局	第2号の土地に関しては、まだ耕作がされていまして5条での申請となっております。
議長	よろしいですか。
増本委員	はい。
議長	他にございませんか。
平崎委員	18番、平崎です。
議長	18番、平崎委員。
平崎委員	これからこういうことが起こりうると考えたときに、3月30日というギリギリで処分したということで、もっと早く農業委員会にかけるなどやりかたがあったと思うので、もっと注意しておく必要があると思います。
議長	<p>全くその通りで、私もなぜもっと早くできなかったのかということはいわせてもらいましたが、今回は色々な取り違いや、補助金の関係もあってこのような形になったということです。</p> <p>他にありませんか。なければ、専決処分について至った経緯を私の方から簡単に説明していきたいと思います。</p> <p>まず、事務局から3月26日頃に、専決をしてほしいと言われ、専決とは何か聞いたところ、会長の判断で審議してほしいとのことであった。それなら農業委員会は会長1人でもできるのではないかと言ったが、そういう意味ではなく、専決というものは緊急な場合のために制度があるのだと</p>

	<p>いうこと。それならなぜもっと早くに申請してこなかったのか、もっと早ければ臨時委員会を開いて審議することなどもできたはずだと伝えたが、今回は現地調査などもあり、連絡する時間がなくこういう形を取らざるを得なくなってしまったということでもあります。また、話の内容が、個人の案件であれば絶対に受けていなかったのですが、相手が町ということもあり、公益性もあるということで、私と担当委員と事務局、関係課の職員と役場で話し合い、しかたないのでそれでいこうということになりました。これからは、絶対こういうことのないように念を押しておきました。私の任期中は、もう専決処分はやらないというつもりであります。</p>
<p>矢倉建設課長</p>	<p>役場建設課長の矢倉といます。今回は、大変ご迷惑をかけましてすみません。</p>
<p>中田建設課副課長</p>	<p>担当の副課長中田です。今回の件につきまして説明させていただいてもよろしいですか。</p>
	<p>(建設課より経緯説明)</p>
<p>議長</p>	<p>お分かりいただけましたか。専決処分はこれが最初で最後だと思います。以上で本日予定しておりました議案は全て終了いたしました。</p> <p>以上を持ちまして、平成29年度第1回定例会を終了致します。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後2時40分 定例会終了</p>